

長建協発第431号
平成23年2月10日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物については、平成18年9月1日から、労働安全衛生法第55条の規定に基づき、製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されおり、これまで、厚生労働省では、石綿含有製品等の製造等の禁止について周知徹底を図ってきたところであります。

しかしながら、先般、学校等で理科の実験等に用いられるセラミック付き金網（石綿が使用されていないものとして輸入されたもの）に石綿が含有している事案が発生しており、石綿の製造等が完全に禁止されていない国等からの輸入品については、石綿含有の有無の確認を再度周知徹底することが必要になっております。

つきましては、標記について、全建を通じ同省労働基準局安全衛生部長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。